

全 員 協 議 会 会 議 録

(平 成 2 0 年 1 1 月 2 8 日)

- 1 . 各一部事務組合の現況と経過報告

む つ 市 議 会

むつ市議会全員協議会会議録

○開会の日時 平成20年11月28日(金) 午前11時35分開会
午後 零時12分閉会

○場 所 むつ市議場

○出席議員 (24人)

1番 鎌田 ちよ子	2番 澤藤 一雄
3番 新谷 泰造	4番 目時 睦男
5番 工藤 孝夫	6番 横垣 成年
7番 野呂 泰喜	8番 川端 一義
9番 白井 二郎	10番 岡崎 健吾
11番 千賀 武由	12番 山本 留義
13番 馬場 重利	14番 佐々木 隆徳
15番 富岡 修	17番 半田 義秋
19番 山崎 隆一	20番 川端 澄男
21番 中村 正志	23番 浅利 竹二郎
24番 新谷 功	25番 斉藤 孝昭
26番 富岡 幸夫	27番 村中 徹也

○欠席議員 (3人)

16番 菊池 広志	18番 高田 正俊
22番 村川 壽司	

○説明のため出席した者

市 長	宮下 順一郎
副 市長	野戸谷 秀樹
教 育 長	牧野 正藏
公 営 企 業 管 理 者	遠藤 雪夫
総 務 部 長	新谷 加水
総 務 部 秘 書 広 聴 監	齋藤 秀人
総 務 部 理 事 出 納 室 長	工藤 正明
企 画 部 長	阿部 昇
企 画 部 理 事	近原 芳栄

民 生 部 長	佐 藤 吉 男
保 健 福 祉 部 長	吉 田 市 夫
經 濟 部 長	櫛 引 恒 久
建 設 部 長	太 田 信 輝
教 育 部 長	佐 藤 節 雄
民生部副理事廃棄物対策課長	奥 島 慎 一
公営企業局副理事総務課長	石 田 武 男
民生部廃棄物対策課総括主幹	竹 山 清 信
総 務 部 総 務 課 長	松 尾 秀 一
総務部総務課行政係長	吉 田 真
総務部総務課行政係主任主査	澁 田 剛

○事務局出席者

事 務 局 長	河 野 健 二	次 長	工 藤 昌 志
総 括 主 幹	山 崎 幸 悦	総 括 主 幹	柳 田 諭
議 事 係 主 査	石 田 隆 司	議 事 係 主 事	井 戸 向 秀 明

(午前11時35分 開会)

○議長(村中徹也) ただいまから全員協議会を開会いたします。

本日の全員協議会は、各一部事務組合の現況と経過報告を受けることになっております。

それでは、市長から報告を求めます。市長。

(宮下順一郎市長登壇)

○市長(宮下順一郎) 各一部事務組合の現況と経過について、その概要をご報告申し上げ、協議の参考に供したいと存じます。

最初に、一部事務組合下北医療センターについてであります。平成20年10月2日開会の組合議会第15回臨時会に提案され、可決されました4議案についてご説明いたします。

まず、議案第14号 一部事務組合下北医療センター職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例についてであります。これは、独立行政法人国際協力機構法の一部改正に伴い、自己啓発等休業の対象となる奉仕活動に関する規定について、所要の条文整理をしたものであります。

次に、議案第15号 一部事務組合下北医療センター議会議員の費用弁償に関する条例及び一部事務組合下北医療センター特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてであります。これは、地方自治法の一部改正に伴い、所要の条文整理をしたものであります。

次に、議案第16号 指定管理者の指定についてであります。これは、大畑診療所に係る指定管理者に医療法人章士会を指定したものであります。

次に、議案第17号 平成20年度一部事務組合下北医療センター補正予算についてであります。これは、主に市町村負担金、市町村補助金及び建設改良費に係る補正をしたものであります。

次に、下北地域広域行政事務組合についてであります。平成20年11月19日開会の組合議会第35回臨時会に提案され、可決及び承認されました2議案9報告についてご説明いたします。

まず、議案第8号 下北地域広域行政事務組合公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例についてであります。これは、下北地域広域行政事務組合の公の施設の管理を指定管理者に行わせるための手續等を定めたものであります。

次に、議案第9号 下北文化会館条例の一部を改正する条例についてであります。これは、下北文化会館の管理運営に指定管理者制度を導入することとしたものであります。

次に、報告第3号についてであります。これは、地方自治法の一部改正による収入役制度の廃止及び組合の収入役の辞任に伴う条文整備に急を要したため、下北地域広域行政事務組合職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例を専決処分し、報告したものであります。

次に、報告第4号についてであります。これは、組合の組織の変更に伴う条文整備に急を要したため、下北地域広域行政事務組合が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響評価調査結果の縦覧等の手続に関する条例の一部を改正する条例を専決処分し、報告したものであります。

次に、報告第5号についてであります。これは、平成19年度下北地域広域行政事務組合一般会計補正予算でありまして、風間浦消防分署に係る平成19年度電源立地地域対策交付金の減額に伴う補正について、急を要したため専決処分し、報告したものであります。

次に、報告第6号及び報告第7号についてであります。これらは、去る4月26日に発生した公用自動車の事故に係る和解及び損害賠償の額を定めること並びに関係予算を専決処分し、報告したものであります。

次に、報告第8号についてであります。これは、青森県市町村職員退職手当組合から、構成団体の解散並びに議員の選出区域及び定数の変更に伴う組合規約の変更について協議がありましたので、専決処分し、報告したものであります。

次に、報告第9号についてであります。これは、青森県市町村総合事務組合から、構成団体の解散に伴う組合規約の変更について協議がありましたので、専決処分し、報告したものであります。

次に、報告第10号についてであります。これは、平成20年度下北地域広域行政事務組合一般会計補正予算でありまして、救急救命士研修経費の補正について急を要したため専決処分し、報告したものであります。

次に、報告第11号についてであります。これは、平成20年度下北地域広域行政事務組合一般会計補正予算でありまして、しもきた療育園の耐震診断及び大規模改修設計業務に係る委託料の補正について急を要したため専決処分し、報告したものであります。

なお、8月1日後の医師の異動については、お手元に資料を配布しておりますので、ご了承いただきたいと存じます。

以上、各一部事務組合の現況と経過の概要をご報告申し上げた次第であります。

○議長（村中徹也） ただいまの市長の報告及び各一部事務組合の現況について質疑ありませんか。横垣成年議員。

○ 6 番（横垣成年） 大きくって 2 点ほどお願いします。

まず、下北地域広域行政事務組合のほうであります、下北文化会館を指定管理に移すということで、たしか今はほとんどむつ市が負担をして 1 億 4,000 万円ぐらい出しているのですか。全部では大体 1 億 8,000 万円の経費がかかって、収入が 4,000 万円あってむつ市が 1 億 4,000 万円ぐらい負担しているというふうな現状だと思うのですが、この下北文化会館を指定管理するに当たって、そうすると指定管理料は大体 1 億 4,000 万円ということで予定しているのかどうかお聞きしたいと思います。

また、下北地域広域行政事務組合のほうでは、これ以外でも別な施設をこういう形で指定管理にする予定があるのかどうか、ちょっとお聞きしたいと思います。

2 点目であります。新聞にもかなりでかでかと載りましたが、アックス・グリーンの焼却炉がかなり故障しているという件であります。故障した炉というのは、今 2 つ、70 トン掛ける 2 の 140 トン、その 2 つの炉があると思うのですが、この壊れているのは片方の炉だけなのか、それとも 2 つの炉にまたがってそれぞれ故障しているものかどうか、まずそこを確認したいのと、それとこの対処の仕方、壊れたのですから、その修理中に 1,000 トンか 2,000 トンのごみを燃やせないということで大畑の最終処分場に持っていくというふうな処理の仕方ですが、もっと別の処理の仕方もあったのかなということで、その検討の経過をお聞きしたいというふうに思います。

それと、こういうことになったわけですから、市の負担が出てくるのかどうか。それと、これが今後またあった場合に、そういう経費だとか対処の仕方はどういうふうになるのか、以上の点をまず最初にお聞きしたいと思います。

○ 議長（村中徹也） 市長。

○ 市長（宮下順一郎） 下北地域広域行政事務組合のほうで下北文化会館の指定管理者、御議決をいただいたわけでございます。その細部につきましては、まず指定管理料 1.4 億円かというふうなお尋ねでございますけれども、今後それは積み重ねの中で、できるだけ経費を圧縮していく形になろうと思います。1.4 億円以下になるものだと。さまざまな部分で民間のアイデア、ノウハウ、そういうふうなものを生かしていただきたいと。この形での指定管理でございますので、当然その部分においては、これまでより高いサービス、そして経費の圧縮というふうなものが望まれて指定管理ということに決したわけでございますので、詳細、金額等については今後になります。

ほかの指定管理があるのかというふうなことでございますけれども、今の

段階では、その他の施設についての指定管理というふうな部分では念頭にございません。

それから、アックス・グリーンンの焼却炉、これが70トン掛ける2炉系列がございます。その中での1炉のほうの酸素製造機、この部分が故障いたしまして、約45日間その改修にかかるというふうなことで、今1炉だけ稼働しております。そして、その1炉のほうには、むつ市以外の広域にかかわっております町村の一般廃棄物の持ち込みをし、むつ市の一般廃棄物は大畑の最終処分場のほうへ埋め立て処分しているところです。

別の処理の方法があったのかというふうなことでございますけれども、形はもう炉が1炉しか稼働しませんので、手続上は各構成市町村のほうに最終処分場の状況をお聞きし、そして対応ができないというふうな形の中でむつ市の所有する大畑処分場に処分をしている状況でございます。むつ地区にあります二又のかつてのむつ市の最終処分場、それも検討いたしました。しかしながら、道路の部分、非常に傷んでいて危険を伴う形、手入れをしなければいけない、そういうふうなことがありましたので、むつ市の所有しております大畑最終処分場に一括してむつ市のごみを最終処分している状況でございます。

また、その過程の中では分散をして、各地区にある、むつ市の各地区にある処分場というふうな方策も考えましたけれども、やはり一極で集中管理をするというふうな形、それをとるのもまた経費の部分、それから安心感、安全な部分、安全管理をするというふうな形で大畑の処分場に今埋設処分をしているところであります。

市の負担は幾らかと。市の金銭的な負担はありませんけれども、最終処分場の容量がふえてくると、要するに今埋め立てを想定しております、2,000トン、その部分において、量の部分では影響はあると、今後の部分、そういうふうにご理解をしていただきたいと思います。

以上です。

○議長（村中徹也） 横垣成年議員。

○6番（横垣成年） まず、下北文化会館の件で、まだ金額を詰めていないというのがちょっと不思議なように思うのですが、市政だよりももう説明会をやるということで、ではそこで金銭的なものは何も説明しないという理解でいいのかどうか。当然応募するに当たってどの程度というのは、やっぱりその説明会で話は出るとお思いますので、そのところを再度確認したいというふうにお思います。

それと、あとアックス・グリーンですが、もう一回確認したいのが、六十

何回も故障していると。この六十何回というのは、2つあるうちの1つの炉だけでの故障なのか、それとも2つそれぞれ故障しているのかというのを再度確認したい。というのは、今何とかもう一つの炉が動いているからいいのだけれども、もしそのもう一つの炉も何かで故障になった場合に、もうお手上げになるということになりますから、もう一つの炉は大して故障しない炉になっているのかどうかというのをちょっと確認させていただきます。

それと、大畑のほうに持っていくということで、お金を負担しなくていいという答弁ですが、それならいいというわけではありませんが、当然運ばなくてははいけませんよね。そこら辺の負担も全部アックス・グリーンというか、市の負担なしでそれこそ運ぶ費用、そこら辺は本当に何も負担ないのかどうかということです。

それと、燃やすごみとして出したのに最終処分場に持っていくというのは、やはり今の市長は循環型社会ということで、きちっとパンフでもそういう市政を目指しますということで、そういう観点で、やっぱり余りよくないことかなと。燃やすごみとして出しているのに燃やさないで大畑のほうに持っていくというのは、やっぱりきちっと燃やすごみであれば燃やすという、そういうふうに、回収目的が燃やすごみとして回収していますから、きちっと燃やすということで処分するのがやっぱり適切ではないのかなというふうに思うのですが、その検討です。だから、むつ市で燃やせないのであれば隣のどこか近くの自治体の焼却炉で燃やすことをお願いするだとか、またこういうふうな故障は今後もないとは限りませんよね。あのアックス・グリーンの炉は、平成15年あたりから稼働して、まだ5年ぐらいしかたっていない。今後まだ10年も15年も動かさなくてははいけません。5年でもうこういうふうな故障が起きているということですから、かなり不安がある炉だと思います。だから、こういうことが起こっても、またきちっと燃やすような体制というのをこれからつくらないとだめだと思うのです。だから、その周辺自治体に、こういう場合には契約して燃やすことをお願いする、そういう体制をつくるだとか、また市内にこういうのがあったとしても別の処分できる施設を予備につくっておくとか、そういうことも必要ではないかなと思うのですが、いかがですか。

○議長（村中徹也） 市長。

○市長（宮下順一郎） 下北文化会館の指定管理料の件、これにつきましては、説明会が開催される段階で、ある程度のものが示されての指定管理の公募になっていくということだと思います。できるだけ経費を圧縮し、そしてよりいいサービスを求めていきたいというふうなことでございます。

それから、アックス・グリーンの方の炉の部分なのですが、経費の部分では下北地域広域行政事務組合の議会でも議論になりました。今運搬していただいている、搬入している業者の方々、この部分のその契約の範囲の中でやっているわけですので、ご理解いただけるのではないかなと、こう思います。

それから、ほかの市へごみを持っていけというふうなお話、ご趣旨かと思えますけれども、やはりこれはむつ市から出ているごみでありますので、排出者責任というふうな中では、むつ市できっちりと処分をしていかなければいけない。そのうち2炉の中で1炉は稼働できません。そういうふうなことで、緊急避難的に現在ある最終処分場のほうに埋め立てをしているというふうなことであります。

それから、不安がある施設、プラントではないのかなというふうなところ、この約2年間程度は非常に順調に稼働していると、安定してきているというふうなことをお聞きし、ほっとしておりました。しかしながら、急にこの形になったことは非常に遺憾であると思いつつ、しっかりと対策をとれ、そしてまた今後そういうふうなことのないように維持管理には十分留意するようにと強く申し入れをしているところでありますので、その部分を期待しているところであります。

以上です。

○議長（村中徹也） 横垣成年議員。

○6番（横垣成年） ごみのほうですが、排出者責任ということでほかの自治体のほうには持っていけないという、これも絶対持っていけないということでもよろしいのですか、そこをちょっと再度確認させていただきます。もしそれであれば、なかなか各自治体で持っている炉というのは2つ、3つないわけですから、なかなか大変な状況になるなと思いますので、これからまた検討の余地がないものかどうか、そこをきちっと、今。他市町村の炉に持っていけないのかどうか、そこはきちっとした答弁。いいですか、市長、そこを再度確認させていただきます。

それと、私が2つの炉のうちどっちですかと聞いても答えてもらえないので、それ再度。本当にしょっちゅう故障している炉が、2つのうち1つの炉だというのであれば、1つの炉はきちっと健全に稼働されているわけですから、結構確かな炉だというふうに認識して安心もするわけです。ところが、どっちもしょっちゅう故障しているというのであれば、本当にそれこそ安心できない炉だというふうな認識しかできないので、そこを再度答弁してもらいたい。

今後こういうことがあった場合に、例えばその業者が全部市にSOS出して、何とかしてくださいというふうなことで来るのか、それともやっぱり市はもうきちっと管理しろと委託したのだから、壊れたり何かしても、全部そっちで今委託受けているほうできちっと責任持てるものかどうか、そこのところを、ただ市長はさっききちっとやれと指示しているとかと言うけれども、そうでなくて、実際はこういうふうにお手上げでこちらに投げてきたわけでしょう。こういうことがないように、委託したらきちっと処分するように、そういうふうなしっかりとした取り決めにしてもらいたいということで、再度答弁をお願いします。

○議長（村中徹也） 市長。

○市長（宮下順一郎） その排出者責任の中でむつ市から出たものはむつ市というふうなところ、この部分、私まだはっきり、法的に定かではありませんけれども、聞き及ぶところでは他の町村のほうに話を持っていったそうです。他の町村も、この広域の中で構成している横浜町と野辺地町、六ヶ所村、焼却炉あるそうです。しかしながら、そこに話を持っていったところ、自分たちので手いっぱいだというふうなことでお断りされたというふうな経緯があるそうです。

それから、2炉のうちどちらなのかというふうなことでありますけれども、炉ではなくて酸素製造機というふうなことで、その炉を支える周辺機器のところでの問題があったわけです。1つの炉です。どっちの炉かというのは、Aなのか、Bなのかということは、現場を見ましたけれども、Aが発生してBがいつも安定しているのかというふうなことではなくて、その六十数件、先ほどご指摘ありましたけれども、軽微なものもひっくるめまして六十数回の故障があったということで、こういうふうな形で2,000トンのごみを埋め立てしなければいけない状況と。45日間停止ということは、非常にゆゆしき問題でありますので、それはそのようなことのないようにということは強く要請をしておりますし、メーカーのほうに対しましてもおわびをいただきましたけれども、その際にも強く申し入れをしているところであります。

それから、例えば今後そういうようなトラブルが起きたとき、その経費の問題、そういうふうなものはしっかりとした契約の中で履行されると、こういうふうな認識しております。

○議長（村中徹也） ほかに質疑ありませんか。馬場重利議員。

○13番（馬場重利） 一部事務組合下北医療センター、それから下北地域広域行政事務組合の関係は他の団体でありますので、質疑はおのずと制限はあることは承知しておりますけれども、運営に関する負担金、8割方負担してい

るむつ市にとっては、これは市民の関心も高いはずでありますので、お許しをいただいております。

まず、一部事務組合下北医療センターのほうでありますけれども、むつ総合病院に併設されておる精神病棟、その改築も早急にしなければならぬという状況にあるということは、もう市民の皆さん全部わかっているわけですね。外から見てもそうなわけですから。その件が管理者としてどういう腹づもりであるのかということがまず1点であります。

もう一つは、今も同僚議員から質疑がありました下北地域広域行政事務組合のアクセス・グリーン、炉が片方、2つのうち1つが使えない状況になっていると。実は私ども教育民生常任委員会であの施設を視察、これは8月だったと思いますけれども、視察した時点で片方休んでおったのです。これ何で休んでいるのだといたら、定期点検ですと、こういうことだったのですよね。それから、今もう12月に入ろうとしているとき、この炉の修理やっているのだらうと思いますけれども、いつできて、いつから正式に稼働できるのかという日程がわかっておったら教えていただきたいと。

実は、どちらも新聞報道でしか我々も知ることができない、新聞報道で知っているわけです。これ市民の皆さんもそうなのです。ひとつお答えをいただきたいと思います。

○議長（村中徹也） 市長。

○市長（宮下順一郎） 精神病棟、メンタルヘルス科というふうなことでのあの病棟、この前も報道されまして、また各政党の議員の方々も、代議士の方々もお見えになってその状況をつぶさにごらんいただいているところであります。本来ですともうことし、本年度あたりできているような状況の当初の計画はあったように聞き及んでいるわけですがけれども、非常にむつ総合病院の、医療センターの財政状況厳しいものがありました。しかしながら、むつ総合病院が自助努力、そしてご理解をいただいている中で、今年度で約12.5億円の不良債務の残、これが解消される見通しというふうなことになっておりまして、精神病棟も本格的にこれは着工しなければいけないということで、平成21年度からこれはその形を整えていくと、つまり調査費、設計費という形を考えていかなければいけないというふうなところで、この二、三年の中には、その精神病棟の改築というふうなものも視野に入れておられるところであります。

それから、もう一つのアクセス・グリーンの報道を通じてというふうなことでございましたけれども、それは下北地域広域行政事務組合議会でもご指摘をいただきました。報告が遅いということでもございました。ご指摘はあり

ました。しかしながら、臨時会の中で行政報告という形でその部分についてはしっかりをご報告をいたしたというところでご理解をいただいたというふうに私は認識をしております。

そして、いつ完成するのか。これは、45日間という形での、その代替の機械をつくらなければいけないと。ただ、すぼっと機械をかえるだけではないということで、軸の部分が非常にゆがんで、新たにつくらなければいけないというふうなことで45日間の期限で私には報告が上がっています。つまり12月の8日から10日にかけて新たに稼働ができるものだというふうなことで業者のほうからは報告をもらっています。

以上です。

○議長（村中徹也） ここで私から申し上げます。

ただいま質問者の発言の中で、負担金に関するという部分がありましたが、一部事務組合に対しましては本会議のみ負担金に関する部分という制約がございますが、全員協議会はそれ以外でも質問はできます。

馬場重利議員。

○13番（馬場重利） 精神病棟の件でありますけれども、むつ総合病院のいわゆる病棟の改築、そして検査棟の改築、そのどちらの改築の時点でもこの精神病棟をどうするかというのが出てきておったわけですね。これは、もう県に移管するのが筋だという話が多くありまして、これは市長も十分知っていることだと思えます。今平成21年度から調査をしてという話ですけれども、これどうなのですか、例えば国・県の持ち分といいますか、そういう関係はどのようにこれから取り組んでいくわけですか。一部事務組合で全部持たなければならぬということになりますと、これ大変な負担になると思えます。その県との取り組み、あるいは国との、これはこの小さな一自治体でやらなければならぬというのは大変なことだと思うのです。その辺のところであります。

アクセス・グリーンですけれども、今45日という、いつから数えて45日なのか私わかりませんが、さっき申し上げたように、8月に行ったときは、もうとまっていたのです。あれからもう3カ月、90日以上たっている。いつから数えて45日かわかりません。

それはそれとして、当初この機械といいますか、炉を発注した時点から怪しいなという声はすごくあったのです。これは欠陥炉だと、金食い虫だという声まで出たいわくつきの焼却炉なのです。下北地域広域行政事務組合の議会の中でどの程度その質疑が交わされたのか私わかりませんが、これは根本的に、先ほどの同僚議員も質疑してありましたけれども、本当にあと

の片方は大丈夫なのかと、こう思わざるを得ないわけでありまして、その辺のところ、例えば先ほどの議員も質問しておられましたが、本当に大丈夫なのかと。年々維持管理費が上がっていますよね。当初から4億円くらい上がったのではないですか。そういう状況の中で今後本当に大丈夫、市民の負担、これ以上ふやさないでやっていけるのかどうかという、本当にこれは切実な気持ちであろうと、市民にしてみても。もう抜本的に考える必要があるのではないかと。その辺のいわゆるアクセス・グリーン、会社のほうとの話し合いといいますか、そういう面でひとつ進めていただきたいと。本当に大丈夫なのだろうか。今片方だけでも、あともう一方は本当にいいのかということがまず残りますので、その辺も含めて今後の改善策、どうすれば本当にいいのかということの詰めをひとつお願いしたいと思います。

○議長（村中徹也） 市長。

○市長（宮下順一郎） 精神病棟のあり方、これは県、国というふうな形でのお話が今ございました。私もかつてそういうふうな形の中で、やはり国・県が果たす役割というふうなことは認識をしております。その後前市長も、そしてまた病院側も国・県に働きかけた経緯があるというふうなことは知っております。その後どういう形になっているということについては、今ちょっと手持ちの部分がございませんので、よくご意見としてその部分はしっかりと受けとめさせていただきたいと。

そしてまた、精神病棟の改築の計画ですけれども、平成21年度には設計をし、そして平成23年、平成24年度あたりには完成を見たいという、目指したいというふうなことで今下北医療センターのほうでは考えております。

平成21年度には設計、そして平成22年度には着工というふうな形で、それも財政状況を見ながら進めていかなければなりませんけれども、建築が2年度間で完了できるものか、そういうふうなところも今検討を重ねているところであります。

さらにまた、アクセス・グリーンの、これは先ほど45日間というふうなことで完了する12月8日から10日の間ということで、締めの方はお話ししましたけれども、10月7日からその機械が、酸素製造機が故障をして、約45日間というふうなことで、12月8日ないし10日にかけての完成を見込んでいると。これもまた、その機械が九州のほうから取り寄せて、つくってから組み立てをしていくというふうな状況であります。そして、プラント自体が大丈夫なのかということの抜本的な考え方を示せというふうなことでございますけれども、当初このプラント、はっきり申し上げまして、夢のプラントとい

うふうな非常にアピールを受けたわけでございます。しかしながら、夢がもろくも崩れかけている部分もプラントの性能の部分であるわけでございます。しかしながら、それは当初契約をしっかりと結んだ中でのその経費の部分、故障した部分、そういうふうなところは先ほど横垣議員にもお答えいたしましたとおり、しっかりと履行させております。しかしながら、非常に市民の皆さんへの負担の部分、これがふえてきているということ、そしてまた地元のアクセス・グリーン・サービスの経営も非常に厳しくなっているということ、そういうふうなことも報告を受け、私自身その契約に立ち会いました弁護士、そしてまた公認会計士等々と協議を重ねて、この部分においては責任を果たしてもらわなければいけないということはプラントメーカーにも話をいたしております。しっかりとその部分是对応していきたいというふうな覚悟で臨みます。

○議長（村中徹也） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（村中徹也） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

以上で各一部事務組合の現況と経過報告を終わります。

お諮りいたします。本日の全員協議会は、これで閉会したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（村中徹也） ご異議なしと認めます。

よって、本日の全員協議会はこれで閉会いたします。

午後 零時 12分 閉会

上記のとおり相違ありません。

むつ市議会議長 村 中 徹 也